

学校給食管理システム貸与要項

1 趣 旨

公益財団法人青森県学校給食会（以下「給食会」という。）は、学校給食にかかる事務処理の効率化、軽減化に資するため、学校給食管理システム（以下「システム」という。）を導入し、栄養教諭及び学校栄養職員等が所属する市町村教育委員会、学校給食単独実施校及び学校給食共同調理場（以下「共同調理場等」という。）に貸与する。

2 システムの貸与

- (1) 給食会は、共同調理場等に対して、インターネットによるデータの送受信が可能である事を条件に、無償でシステムを貸与する。
- (2) システムの貸与期間は、貸与を受けた年度から5年間とする。ただし、給食会が必要と認める場合は、期間を延長することができる。

3 貸与の申請

共同調理場等は給食会に対し、別紙様式1によりシステムの貸与申請書を提出するものとする。

4 貸与の決定

給食会は共同調理場等より申請があった場合、審査の上貸与を決定し、別紙様式3により貸与決定通知書を交付する。

5 システムの管理

共同調理場等は、貸与されたシステムを給食会に許可なく他人に譲渡、転貸、改造等を行ってはならない。

6 損害賠償等

- (1) 共同調理場等が、前項の規定に違反した場合には、給食会の求めにより損害を賠償しなければならない。
- (2) 共同調理場等が、貸与されたシステムを滅失したときは、速やかに給食会に報告するとともに、給食会の求めにより損害を賠償しなければならない。ただし、共同調理場等の責めに帰することのできない理由によると給食会が認める場合は、この限りではない。

7 費用の負担

共同調理場等は貸与されたシステムの運用にかかる、次の費用を負担するものとする。

- (1) 通信費
- (2) 消耗品費

(3) その他運用等に係る経費

8 送信の義務

共同調理場等は、貸与されたシステムの運用に当たり、原則として給食会への物資注文をインターネット又はファックス等で行うものとする。

9 システムの返還

- (1) 給食会は、共同調理場等が5項又は8項の規定に違反した場合には、システムの返還を求めることができる。
- (2) 共同調理場等はシステムの必要がなくなった場合、給食会に返還するものとする。
ただし、給食会が共同調理場等で将来必要があると認める場合はこの限りではない。

10 システムの操作研修等

- (1) 共同調理場等は、システムを借受ける場合、給食会で実施する操作研修を受講するものとする。
- (2) 共同調理場等でシステム運用上の障害が発生した場合には、出来る限り給食会で対処する。ただし、給食会で対処できない場合には有料とする。

11 システムの稼動条件

共同調理場等は、システムの運用上、次の表に定める条件を満たすものとする。

装置内容	容量・機能
OS	Windows XP/Vista/7
CPUメモリ	64MB以上推奨
ハードディスク	空き容量が500MB以上
入力デバイス	CD-ROM
ディスプレイ	解像度1024×768で表示できるもの
プリンター	B4用紙又はA4用紙を印字できるもの レーザープリンター推奨
一般市販ソフト	Excel

附 則

この要項は、平成24年4月1日から適用する。